

沖縄県賃貸住宅供給促進計画（抜粋）

① 要配慮者の対象

○法律及び政令等で定められたもの

住宅セーフティネット法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「住宅セーフティネット法施行規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者を住宅確保要配慮者とする。

住宅セーフティネット法で定められた者	住宅セーフティネット法施行規則で定められた者
<ul style="list-style-type: none">・ 低額所得者・ 被災者（発災後3年以内）・ 高齢者・ 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者・ 子ども（高校生相当以下）を養育している者	<ul style="list-style-type: none">・ 外国人・ 中国残留邦人・ 児童虐待を受けた者・ ハンセン病療養所入所者・ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者・ 北朝鮮拉致被害者・ 犯罪被害者・ 生活困窮者・ 更生保護対象者・ 東日本大震災による被災者

○その他沖縄県で定めるもの

住宅セーフティネット法施行規則第3条第11号の規定に基づき、次のいずれかに該当する者を住宅確保要配慮者とする。

<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親等への委託を解除された者又は児童養護施設等を退所した者・ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者・ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの・ 身元引受人がいない世帯・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に規定する都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者
--